

## 徳島県公安委員会告示第16号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和4年11月22日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

### 1 開催の日時及び場所

令和5年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

| 開催日時             | 開催場所    |
|------------------|---------|
| 6月21日（水）午前9時30分  | 徳島名西警察署 |
| 8月16日（水）午前9時30分  | 徳島名西警察署 |
| 12月20日（水）午前9時30分 | 徳島名西警察署 |

### 2 受講手続

#### (1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

#### (2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

#### (3) 手数料

講習会の手数料として、9,800円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

#### (4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

### 3 講習

#### (1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前9時30分から午後2時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に正誤式による筆記試験を実施する。

#### (2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。